

岩手県告示第545号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和4年9月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習会の日時及び場所

(1) 日時 令和4年11月17日(木)午前9時15分から午後5時20分まで及び同月18日(金)午前9時から午後5時15分まで

(2) 場所 岩手県水産会館 大会議室（盛岡市内丸16番1号）

2 講習内容

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

3 講習定員 48人（先着順とし、原則として県内に居住している者に限る。）

4 受講手続 受講願書に受講手数料として3,400円分の岩手県収入証紙を貼り付けて、令和4年9月30日(金)までに岩手県農林水産部流通課に提出すること。なお、県外に居住している者が受講を希望する場合は、事前に岩手県農林水産部流通課に問い合わせること。

5 その他 詳細については、岩手県農林水産部流通課に問い合わせること。